

平成30年第4回市原市議会定例会議案概要

人 事 案 件	……	1件
条 例 の 廃 止	……	1件
条 例 の 新 規 制 定	……	1件
条 例 の 一 部 改 正	……	8件
字の区域及び名称の変更の議決の更正	……	1件
指 定 管 理 者 の 指 定	……	6件
市道路線の認定の議決の更正	……	1件
市 道 路 線 の 認 定	……	1件
平成30年度補正予算	……	6件

計 26件

議案第95号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

- 本案は、市原市固定資産評価審査委員会委員宮野順功(ミヤノ ヨシツグ)氏が平成31年1月26日をもって任期満了となるため、再度同氏を委員に選任しようとするものである。

生年月日 昭和23年4月22日

住 所 袖ヶ浦市横田2214番地

議案第96号 市原市福祉作業所の設置及び管理に関する条例及び市原市福祉会館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について

- 本案は、市原市五井福祉作業所及び市原市三和福祉作業所並びに市原市福祉会館を廃止するため、制定しようとするものである。

施行期日 2020年4月1日

◆ (参考) 制定の概要

1 施設の位置

- (1) 市原市福祉会館及び市原市五井作業所

市原市五井5375番地

- (2) 市原市三和福祉作業所

市原市海士有木259番地

2 廃止する理由

民間活力による更なる障害福祉サービスの向上等を図ることを目的として、2020年4月1日から施設の運営を民間事業者を引き継ぐことに伴い、公の施設としての供用を廃止する必要があるため。

議案第97号 市原市スポーツ振興基金条例の制定について

- 本案は、スポーツ施策を推進し、スポーツ活動の振興とスポーツによるまちづくりに資するため、基金を設置しようとするものである。

施行期日 公布の日

◆ (参考) 条例の概要

1 積立て

一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

2 処分

スポーツ施策を推進するための事業の実施に必要な財源に充てる場合に限り処分できる。

議案第98号 市原市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について

- 本案は、市原市石油コンビナート保安推進検討委員会を附属機関として設置するため、改正しようとするものである。

施行期日 公布の日

◆ (参考) 設置する附属機関の概要

1	担任する事務	石油コンビナートの保安推進に関する事項について調査検討すること。
2	委員構成	学識経験者、関係行政機関の職員、関係団体の代表、その他市長が適当と認める者
3	定数	10人以内
4	任期	2年
5	報酬	9,000円/日額

議案第99号 市原市職員の分限に関する手続および効果ならびに特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○ 本案は、人事評価結果を活用した分限制度の構築及び心身の故障への対応を図り、公務の能率の維持及びその適正な運営を確保するため、改正しようとするものである。

施行期日 公布の日ほか

◆（参考）改正の概要

新たに休職及び降給の事由並びに降任、免職、休職及び降給の手続等を追加する。

(1) 休職の事由

- ・水難、火災その他の災害により生死不明又は所在不明となった場合を追加する。

(2) 降給の事由

- ・降給の種類として「降格」及び「降号」を定義し、次のとおり事由を追加する。

（降格の事由） 勤務実績不良、心身の故障、適格性の欠如、

職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により職員の属する職務の級の職の数に不足が生じた場合

（降号の事由） 勤務実績不良

(3) 降任、免職、休職及び降給の手続き

- ・心身の故障により分限処分を行うための手続きとして、診断を受けさせる医師の人数を人事院規則に準じて2名と明確化する。
- ・分限処分は、公平かつ客観的な人事評価又は勤務の状況を示す客観的な事実に基づいて行わなければならないことを規定する。
- ・処分を受けるべきものの所在が不明である場合は、公示をすることで交付があったものとみなすものと規定する。

(4) その他

- ・条例の名称を「市原市職員の分限に関する条例」に変更する。
- ・失職の特例について、現行は消防吏員の緊急出動途上の事故に限定しているが、対象職員を「全ての一般職」にするとともに、その態様を「公務上又は通勤により生じた事故で、その原因がその者の過失による場合において、その情状を考慮して特に必要があると認めるとき」に拡大する。
- ・水難、火災その他の災害により生死不明又は所在不明のため、休職処分を受けた職員の給与について、100分の70以内の支給ができるよう規定する。

議案第100号 市原市自転車駐車場の整備及び自転車の放置防止に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 本案は、原動機付自転車等の放置対策を強化し、歩行者等に対する事故抑止及び歩行環境の整備を図るため、改正しようとするものである。

施行期日 平成31年4月1日

◆（参考）改正の概要

1 放置対策の強化

- ・ 放置の防止対象に原動機付自転車を追加し、原動機付自転車の撤去を可能とする。
- ・ 放置を禁止する区域の名称を「放置整理区域」から「放置禁止区域」に変更し、明確な表現により禁止を周知する。

2 小型自動二輪車の駐車環境の整備

- ・ 原動機付自転車を駐車できる自転車駐車場の利用車種に小型自動二輪車を追加し、放置の抑止を図る。

※利用車種に小型自動二輪車を追加する自転車駐車場

姉崎駅、五井梨の木、五井駅西口第2、八幡仲町、八幡南町

3 その他

- ・ 自転車の所有者情報は防犯登録情報により確認できるため、自転車に住所・氏名を明記する規定を削除する。

議案第101号 市原市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

- 本案は、介護認定審査会の認定資料の開示に関し必要な事項を定めるため、改正しようとするものである。

施行期日 公布の日

◆（参考）改正の概要

住民主体の生活支援サービスの充実を図るための補助事業の実施に向けて、地域支援事業を利用しようとする被保険者等を、認定資料の開示を請求することができる者として明確に規定する。

議案第102号 市原市児童遊園条例の一部を改正する条例の制定について

- 本案は、飯香岡児童遊園の廃止に伴い、改正しようとするものである。

施行期日 平成31年4月1日

◆（参考）改正の概要

1 飯香岡児童遊園の位置 市原市八幡1050番地1

2 廃止する理由

地元町会から、町会内の児童数が減少し利用の見込みがない等の理由により、廃止要望書が提出されたため。

議案第103号 市原市道路占用料条例の一部を改正する条例の制定について

- 本案は、市道における太陽光・風力発電設備等の占用料の額を定める等のため、改正しようとするものである。

施行期日 平成31年1月1日

◆ (参考) 改正の概要

1 占用物件及び占用料

占用物件	単位	占用料(円)
太陽光・風力発電設備	占用面積1㎡につき1年	1,200
津波避難施設	〃	$A \times 0.034$
応急仮設建築物	〃	$A \times 0.017 \sim 0.034$

※Aは、近傍類似の土地の時価

2 条文整理

道路法施行令との整合を図るための条文整理を行う。

議案第104号 市原市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例の制定について

- 本案は、法定外公共物における太陽光・風力発電設備等の占用料の額を定めるため、改正しようとするものである。

施行期日 平成31年1月1日

◆ (参考) 改正の概要

1 占用物件及び占用料

占用物件	単位	占用料(円)
太陽光・風力発電設備	占用面積1㎡につき1年	1,200
津波避難施設	〃	$A \times 0.034$
応急仮設建築物	〃	$A \times 0.017 \sim 0.034$

※Aは、近傍類似の土地の時価

議案第105号 市原都市計画事業土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例の制定について

- 本案は、新田・下宿土地区画整理事業の施行地区に欠落していた地域の名称を追加するほか、岩崎土地区画整理事業の完了に伴い、改正しようとするものである。

施行期日 公布の日

◆ (参考) 改正の概要

- 1 新田・下宿土地区画整理事業の施行地区に含まれる地域の名称に「五井字新田」及び「五井字下根山」を追加する。
- 2 岩崎土地区画整理事業の完了に伴い、当該事業に係る表記を削除する。

議案第106号 市の区域内の字の区域及び名称を変更することについての議決の更正について

(市原都市計画事業新田・下宿土地区画整理事業区域)

- 本案は、平成28年第4回市原市議会定例会において議決を得た市原都市計画事業新田・下宿土地区画整理事業区域に係る字の区域及び名称の変更について、変更調書に誤りがあったため、更正しようとするものである。

◆ (参考) 概要

- 1 市原都市計画事業土地区画整理事業施行規程からの欠落
 - ・五井字新田無地番
 - ・五井字下根山無地番
- 2 変更調書作成時の欠落及び誤記
 - (1) 欠落
 - ・五井字下中里1318の7の内
 - (2) 誤記
 - (正) 五井字中川田1924～1927
 - (誤) 五井字中川田1924～1937

議案第107号 指定管理者の指定について

(市原市三和保健福祉センター)

- 本案は、市原市三和保健福祉センターの管理を社会福祉法人市原市社会福祉協議会に行わせるため、指定しようとするものである。

◆ (参考) 指定の概要

- 1 指定管理者
 - 所在地 市原市南国分寺台4丁目1番地4
 - 名称 社会福祉法人市原市社会福祉協議会
 - 代表者 会長 深谷 みどり
- 2 指定期間 2019年4月1日から2024年3月31日まで(5年間)
- 3 募集の状況
 - 募集区分 公募
 - 募集期間 平成30年9月11日から9月18日まで
 - 応募団体 1団体
- 4 選考の状況
 - 平成30年7月20日 選定審査会
 - 平成30年10月1日 選考会議
 - 平成30年10月5日 選定審査会

議案第108号 指定管理者の指定について

(市原市老人福祉センター)

○ 本案は、市原市老人福祉センターの管理を社会福祉法人市原市社会福祉協議会に行わせるため、指定しようとするものである。

◆ (参考) 指定の概要

1 指定管理者

所在地 市原市南国分寺台4丁目1番地4

名称 社会福祉法人市原市社会福祉協議会

代表者 会長 深谷 みどり

2 指定期間 2019年4月1日から2024年3月31日まで(5年間)

3 募集の状況

募集区分 公募

募集期間 平成30年9月11日から9月18日まで

応募団体 1団体

4 選考の状況

平成30年7月20日 選定審査会

平成30年10月1日 選考会議

平成30年10月5日 選定審査会

議案第109号 指定管理者の指定について

(市原市有料公園施設(五井地区))

○ 本案は、市原市有料公園施設(五井地区)の管理を公益財団法人市原市地域振興財団に行わせるため、指定しようとするものである。

◆ (参考) 指定の概要

1 指定管理者

所在地 市原市五井中央西2丁目11番地6

名称 公益財団法人市原市地域振興財団

代表者 理事長 藤本 良二

2 指定期間 2019年4月1日から2024年3月31日まで(5年間)

3 募集の状況

募集区分 公募

募集期間 平成30年8月29日から9月5日まで

応募団体 2団体

4 選考の状況

平成30年7月5日 選定審査会

平成30年9月11日、9月19日 選考会議

平成30年10月4日 選定審査会

5 対象施設

(1) 臨海球場(市原緑地運動公園内)

(2) 臨海競技場(市原緑地運動公園内)

- (3) 臨海第1庭球場（市原緑地運動公園内）
- (4) 臨海第2庭球場（市原緑地運動公園内）
- (5) 臨海体育館（市原緑地運動公園内）
- (6) 臨海プール（市原緑地運動公園内）
- (7) 玉前球場（玉前公園内）
- (8) 養老川臨海第1球場（養老川臨海公園内）
- (9) 養老川臨海第2球場（養老川臨海公園内）

議案第110号 指定管理者の指定について

（市原市有料公園施設（姉崎地区））

○ 本案は、市原市有料公園施設（姉崎地区）の管理を公益財団法人市原市地域振興財団に行わせるため、指定しようとするものである。

◆（参考）指定の概要

1 指定管理者

所在地 市原市五井中央西2丁目11番地6

名称 公益財団法人市原市地域振興財団

代表者 理事長 藤本 良二

2 指定期間 2019年4月1日から2024年3月31日まで（5年間）

3 募集の状況

募集区分 公募

募集期間 平成30年8月29日から9月5日まで

応募団体 1団体

4 選考の状況

平成30年7月5日 選定審査会

平成30年9月11日、9月19日 選考会議

平成30年10月4日 選定審査会

5 対象施設

- (1) 姉崎プール（姉崎公園内）
- (2) 姉崎スケート場（姉崎公園内）
- (3) 姉崎サッカー場（姉崎公園内）
- (4) 姉崎多目的広場（姉崎公園内）

議案第111号 指定管理者の指定について

(市原市有料公園施設(東部地区))

○ 本案は、市原市有料公園施設(東部地区)の管理を公益財団法人市原市地域振興財団に行わせるため、指定しようとするものである。

◆(参考)指定の概要

1 指定管理者

所在地 市原市五井中央西2丁目11番地6

名称 公益財団法人市原市地域振興財団

代表者 理事長 藤本 良二

2 指定期間 2019年4月1日から2024年3月31日まで(5年間)

3 募集の状況

募集区分 公募

募集期間 平成30年8月29日から9月5日まで

応募団体 1団体

4 選考の状況

平成30年7月5日 選定審査会

平成30年9月11日、9月19日 選考会議

平成30年10月4日 選定審査会

5 対象施設

(1) 八幡サッカー場(八幡運動公園内)

(2) 八幡プール(八幡公園内)

(3) 八幡庭球場(八幡公園内)

(4) 八幡球技場(八幡公園内)

(5) 御影台庭球場(御影台公園内)

(6) ちはら台庭球場(ちはら台公園内)

(7) ちはら台多目的スポーツ広場(ちはら台公園内)

(8) 堂坂庭球場(堂坂公園内)

議案第112号 指定管理者の指定について

(市原市海づり施設)

○ 本案は、市原市海づり施設の管理を株式会社ハウスビルシステムに行わせるため、指定しようとするものである。

◆ (参考) 指定の概要

1 指定管理者

所在地 大阪市北区梅田1丁目2番2-1200号

名称 株式会社ハウスビルシステム

代表者 代表取締役 坂下 芳史

2 指定期間 2019年4月1日から2024年3月31日まで(5年間)

3 募集の状況

募集区分 公募

募集期間 平成30年8月29日から9月5日まで

応募団体 1団体

4 選考の状況

平成30年7月5日 選定審査会

平成30年9月11日、9月13日 選考会議

平成30年10月4日 選定審査会

議案第113号 市道路線の認定についての議決の更正について

○ 本案は、平成29年第4回市原市議会定例会において議決を得た市道路線の認定について、路線名の設定に誤りがあったため、更正しようとするものである。

◆ (参考) 概要

路線名を重複して設定した市道3697号線(起終点 辰巳台東3丁目)を市道3698号線に更正する。

議案第114号 市道路線の認定について

○ 本案は、市道1路線を認定しようとするものである。

◆ (参考) 認定路線の概要

都市計画法第39条及び第40条第2項の規定により、管理帰属された路線(株式会社仲潮組から1路線)を認定しようとするものである。

議案第115号 平成30年度市原市一般会計補正予算（第2号）について

○ 本案は、電子計算費、諸費、認定こども園等費、観光費、道路交通安全対策費、街路事業費、公共下水道費、公園費、体育施設費、人件費等の調整で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 85,117 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 94,628,037 千円とするものである。

歳入としては、県支出金、繰越金、諸収入を計上するとともに、国庫支出金、市債を減額計上するものである。

また、繰越明許費の追加及び変更、債務負担行為の追加並びに地方債の変更も併せて行うものである。

◆（参考）補正予算の概要

12月補正予算では、9月補正予算後の状況の変化等を踏まえるとともに、流行する風しんへの緊急対策として予防接種費用を助成する予防接種費や放置自転車対策に原動機付自転車を追加する放置自転車対策事業、ゼットオーリプリスタジアムの電光表示盤のフルカラーLEDモニターへの改修など、当初予算では捕捉できず、かつ緊急な対応が必要となる事業を計上した。

（主な補正内容）

(1) 放置対策の強化

放置自転車の撤去対象種別に原動機付自転車を追加し、放置自転車対策を強化する。

現行の「放置整理区域」の名称を「放置禁止区域」に改め、標識等の交換・新設を行う。

(2) 風しんの緊急予防対策

関東地方における風しんの流行を受け、先天性風しん症候群の予防や、感染症拡大防止を図るため、緊急的な予防対策を講じる。特に妊婦を守る視点から、妊娠を予定又は希望する女性とその配偶者等を対象に予防接種に要した費用の一部を助成する。

(3) 市原スポレクパークにラグビーゴールを設置

本市がラグビーワールドカップ 2019 の公認キャンプ地となることを契機に、施設の機能を向上し、スポーツによるまちづくりを加速させるため、市原スポレクパークにラグビーゴールなどの必要な設備を設置する。

(4) ゼットオーリプリスタジアムの電光表示盤の改修

ゼットオーリプリスタジアムの電光表示盤が老朽化等により故障し、表示不点灯となっていることから、LEDの表示方式によるフルカラーモニターに改修し、機能を向上させることにより、スタジアムのさらなる活用を図る。

議案第116号 平成30年度市原市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について

○ 本案は、退職被保険者等療養費、一般被保険者医療給付費納付金、一般被保険者後期高齢者支援金等納付金、人件費の調整で、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 10,520 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 28,587,480 千円とするものである。

歳入としては、県支出金を計上し、一般会計繰入金を減額計上するものである。

また、債務負担行為の設定も併せて行うものである。

議案第117号 平成30年度市原市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について

- 本案は、人件費の調整で、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 5,139 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,948,661 千円とするものである。
歳入としては、一般会計繰入金を減額計上するものである。
また、債務負担行為の設定も併せて行うものである。

議案第118号 平成30年度市原市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について

- 本案は、特定入所者介護予防サービス費、第1号被保険者保険料還付金、災害臨時利用者負担額軽減支援事業費、人件費の調整で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 18,763 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 20,322,486 千円とするものである。
歳入としては、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、一般会計繰入金、繰越金を計上し、介護保険料を減額計上するものである。
また、債務負担行為の追加も併せて行うものである。

議案第119号 平成30年度市原市下水道事業特別会計補正予算（第2号）について

- 本案は、一般管理費、人件費の調整で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 28,197 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5,573,344 千円とするものである。
歳入としては、一般会計繰入金を計上するものである。
また、繰越明許費の設定も併せて行うものである。

議案第120号 平成30年度市原市水道事業会計補正予算（第2号）について

- 本案は、収益的収入及び支出並びに資本的支出の予定額を次のとおり定めようとするものである。
収益的収入は、雑収益で 1,263 千円を計上するとともに、一般会計補助金で 532 千円を減額計上するものである。
収益的支出は、原水及び浄水費、配水及び給水費で 7,119 千円を計上するとともに、人件費で 6,388 千円を減額計上するものである。
資本的支出は、人件費で 359 千円を減額計上するものである。
なお、資本的収入が資本的支出を上回る額359千円は、補てんを予定する過年度分損益勘定留保資金を減額するものである。